

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人芦別慈恵園

令和8年4月1日策定

男女全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1、行動期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2、状況把握による課題分析

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

○採用した労働者における女性労働者の割合

→当該年度において求人に対する応募が少なかったため女性の採用が低い

○女性管理職（係長以上）に占める女性労働者の割合

→女性役職者の退職に伴い14%と低くなっている

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」

○男女の平均継続勤務年数の差異

→当該年度までに女性の長期継続雇用者の定年退職が多数あり若干の差異がみられる。

○労働者の一月当たりの平均残業時間

→労働者平均で2.9時間であり判定（45時間）を下回っている

3、目標 採用した労働者に占める女性労働者の割合が低く、また平均勤続年数が正職員で男女の差異が見られるので、女性が職業生活と家庭生活が両立しやすいように雇用環境を整える

4、実施時期と取組内容

◎令和8年4月～ ①職員会議や研修の際に、福利厚生や休暇制度の周知を行い利用しやすい体制を整える

②職員本人の体調不良だけでなく、家族の不調時や育児等の状況等に合わせた柔軟な働き方の体制を整える

(所定外労働の制限、時差出勤、短時間勤務、テレワーク等)

女性活躍推進法に関する情報公表

集計期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

基礎項目

(1) 採用した労働者に占める女性労働者の割合

正職員	女性	20%
非正規	女性	70%

(2) 管理職に占める女性労働者の割合

管理職（係長以上）	女性	14%
-----------	----	-----

(3) 男女の平均継続勤務年数の差異

正職員	男性	17.3年	女性	11.7年	差異	67.6%
非正規	男性	3.3年	女性	7.0年	差異	215.3%

(4) 労働者の各月ごとの平均残業時間

労働者各月平均残業時間数	2.9時間
--------------	-------